

# 社会福祉法人音更町柏寿協会職員 旅費規程

昭和51年4月1日制定

改正	昭和53年 9月20日	昭和55年 5月26日
	昭和56年 8月11日	昭和57年 5月28日
	昭和63年 8月26日	平成 6年 3月25日
	平成 7年 3月24日	平成 9年 3月24日
	平成13年 3月23日	平成17年 3月24日
	平成21年 3月23日	平成23年 3月22日
	平成25年 8月13日	

## (目的)

第1条 この規程は、この協会及び管下施設の用務のため、旅行する職員に対し支給する旅費に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (旅費の支給)

第2条 職員が出張したときは、当該職員に対し旅費を支給する。

2 職員又はその遺族が次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し旅費を支給する。

- (1) 職員が出張中退職、免職又は休職（以下「退職等」という。）になった場合には当該職員
- (2) 職員が出張中、死亡した場合には当該職員の遺族
- (3) 勤続2年以上の職員が死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡の翌日から90日以内にその居住地を出発して帰郷したときは当該遺族

## (旅費の計算)

第3条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法（以下「順路」という。）により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、用務の必要又は天災、その他止むを得ない事由により順路等によって旅行し難い場合には、その現による経路及び方法によって計算する。

第4条 旅費計算上の旅行日数は、旅行のために現に要した日数による。ただし、用務の必要又は天災、その他止むを得ない事由により要した日数については、命令権者の承認を得なければならない。

第5条 旅行中、年度経過、資格の変更等のため旅行を区分して計算する必要がある場合には、最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

## (旅費の種類)

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、交通費、日当、宿泊料及び食卓料とする。

## (鉄道賃)

第7条 鉄道賃は、鉄道旅行について路程に応じ次の各号に規定する旅客運賃（以下本条において「運賃」

という。)、急行料金及び座席指定料金のそれぞれの範囲内の実費額により支給する。

(1) 乗車に要する運賃

(2) 急行料金を徴する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金

(3) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、座席指定料金

2 前項第2号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に支給する。

(1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの

(2) 普通急行列車又は準急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの

3 第1項第3号に規定する座席指定料金は、普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに限り支給する。

4 特に承認を受けたときは、前2項の規定にかかわらず、乗車に要する急行料金又は座席指定料金を支給することができる。

(船賃)

第8条 船賃は、水路旅行について路程に応じ次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及び栈橋賃を含む。以下本条において「運賃」という。）、寝台料金及び座席指定料金のそれぞれの範囲内の実費額により支給する。

(1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、中級の運賃

(2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、下級の運賃

(3) 運賃の等級を設けない船舶による場合には、その乗船に要する運賃

(4) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とする場合には、前3号に規定する運賃のほか、寝台料金

(5) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び寝台料金のほか、座席指定料金

2 前項第2号又は第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級の最上級の運賃による。

(航空賃)

第9条 航空賃は、旅客運賃の範囲内の実費額により支給する。

(車賃)

第10条 車賃は陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について路程に応じ別表第1の定額によりこれを支給する。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事由により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合は、その実費を支給する。

2 定期的に一般旅客営業を行っているバス、軌道を利用して旅行することが通常の経路であるときは、前項の規定にかかわらずその実費を支給する。

3 車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第5条の規定により区分する場合には、その区分された路程毎に通算して計算する。

4 前項の規定により、通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(交通費)

第11条 交通費は、滞在（到着及び出発の日を含む。）の日数に応じ別表第1の定額を支給する。ただし、予め承認された温泉及び観光地等に旅行した場合には、甲地方の定額を支給する。

(日当)

第12条 日当は、旅行の日数に応じ別表第1の定額によりこれを支給する。

(宿泊料)

第13条 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ別表第1の定額の範囲内の実費額（当該実費額に食費が含まれない場合は、同表の食卓料の定額を加算した額）により支給する。ただし、旅行中に懇親会及び交流会等に参加する場合で、当該参加費を施設が負担するときは、食卓料は支給しない。

2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り支給する。

(食卓料)

第14条 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ別表第1の定額により支給する。

2 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り支給する。

(路程の計算)

第15条 旅費計算上必要な路程の計算は、次の区分に従い、当該各号の掲げるところにより行うものとする。

(1) 鉄道 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第13条に規定する鉄道運送事業者の調に係る鉄道旅客貨物運賃算出表に掲げる路程

(2) 水路 海上保安庁の調に係る距離表に掲げる路程

(3) 陸路 町内にあつては別表第2及び別表第3に掲げる路程。道内にあつては、北海道道路キロ程表（昭和45年北海道告示第365号）に掲げる路程。道外にあつては、地方公共団体の長その他当該路程の計算について信頼するに足りる者により証明された路程

2 前項の規定により路程を計算しがたい場合には、同項の規定にかかわらず、地方公共団体の長その他当該路程の計算について信頼するに足りる者の証明により路程を計算することができる。

3 第1項第3号の規定による陸路の路程を計算する場合には、その証明の基準となる点で、当該旅行の出発箇所又は目的箇所に最も近いものを起点とする。

4 陸路と鉄道、水路又は航空とにわたる旅行について陸路の路程を計算する場合には、前項の規定にかかわらず、鉄道駅、波止場又は飛行場をも起点とすることができる。

5 前各項の規定により路程を計算しがたい場合には、前各項の規定にかかわらず、出張命令権者がその実情に応じて当該旅行に係る路程の計算を行い、又は路程計算の起点を定めることができる。

(退職者の旅費)

第16条 事務引継等のため、退職者等に旅行依頼するときは、前職相当の旅費を支給する。

(外国旅行の旅費)

第17条 外国旅行に関する規程は、第19条から第26条に定めるところによる。

2 前項による規定は、公的団体が主催するものであり、かつ、国、道、町又は公的法人の助成があるものに限るものとする。

(本邦通過の場合の旅費)

第18条 外国旅行中、本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、第6条から第15条までに規定するところによる。ただし、外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又本邦に到着した場合における船賃又は航空賃及び本邦を出発した日からの日当及び食卓料又は本邦に到着した日までの日当及び食卓料については、第20条から第26条までに規定するところによる。

(鉄道賃)

第19条 鉄道賃の額は、次の各号に掲げる旅客運賃（以下本条において「運賃」という。）  
、急行料金及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）による。

- (1) 運賃の等級を2以上の階級に区分して通行する線路による旅行の場合には、最上級の運賃
- (2) 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃
- (3) 公務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合には、前2号に規定する運賃のほかその座席のため現に支払った運賃
- (4) 公務上の必要により別の急行料金又は寝台料金を必要とした場合には、前3号に掲げる運賃のほか、現に支払った急行料金又は寝台料金

(船賃)

第20条 船賃の額は、次の各号に掲げる旅客運賃（はしけ賃及びさん橋賃を含む。以下本条において「運賃」という。）及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）による。

- (1) 運賃の等級を2以上の階級に区分する船舶による旅行の場合には、最上級直近下位の級の運賃
- (2) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃
- (3) 公務上の必要により、特別の運賃を必要とする船室を利用した場合には、前2号に掲げる運賃のほか、その船室のため現に支払った運賃
- (4) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に掲げる運賃のほか現に支払った寝台料金

(航空賃及び車賃)

第21条 航空賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下本条において「運賃」という。）による。

- (1) 運賃の等級を2以上の階級に区分する航空路による旅行の場合には、最上級の運賃
- (2) 運賃の等級を設けない航空路による旅行の場合には、航空機の利用に要する運賃
- (3) 公務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合には、前2号に規する運賃のほか、その座席のため現に支払った運賃

2 車賃の額は、実費額による。

(日当、宿泊料及び食卓料)

第22条 日当及び宿泊料の額は、旅行先の区分に応じ別表第2の定額による。

- 2 第20条第4号の規定により寝台料金を支給する場合における宿泊料の額は、前項の規定にかかわらず、旅行先の区分に応じた別表第2の定額の10分の7に相当する額とする。
- 3 食卓料は、水路旅行及び航空旅行の夜数に応じ別表第2の定額により支給する。
- 4 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り支給する。

(支度料)

第23条 支度料の額は、旅行期間に応じた別表第2の定額により支給する。

2 外国に出張を命ぜられた者が過去において支度料の支給を受けたことがある者である場合には、その者に対し支給する支度料の額は、前項の規定にかかわらず同項の規定による額からその出張を命ぜられた日から起算して過去1年以内に支給を受けた支度料の合計額を差引いた額の範囲内の額による。

(旅行雑費)

第24条 旅行雑費の額は、旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国然の実費額により支給する。

(死亡手当)

第25条 死亡手当の額は、第2条第2項第2号に該当する場合に別表第2の定額により支給する。

附 則

この規程は、昭和51年4月5日から施行する。

附 則 (昭和53年9月20日)

この規程は、昭和53年10月1日から施行する。

附 則 (昭和55年5月26日)

この規程は、昭和55年6月1日から施行する。

附 則 (昭和56年8月11日)

この規程は、昭和56年9月1日から施行する。

附 則 (昭和57年5月28日)

この規程は、昭和57年5月28日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

附 則 (昭和63年8月26日)

この規程は、昭和64年1月1日から施行する。

附 則 (平成6年3月25日)

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年3月24日)

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年3月24日)

この規程は、平成9年3月24日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

附 則 (平成13年3月23日)

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月24日)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月23日)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月22日)

この規程は、平成22年3月22日から施行する。

附 則 (平成25年8月13日)

この規程は、平成25年9月1日から施行する。

別表第1

種 類	区 分	額
車 賃		1キロメートルにつき 30円
交 通 費	甲地方	1日につき 2,400円
	乙地方	1日につき 1,400円
日 当	甲地方	1日につき 2,700円
	乙地方	1日につき 2,200円
宿 泊 料	甲地方	1夜につき 13,400円
	乙地方	1夜につき 10,900円
食 卓 料		1夜につき 2,700円

## 備考

甲地方とは東京都（特別区及び市に限る。）及び政令指定都市（札幌市を除く。）の地域をいい、乙地方とは甲地方の地域以外の地域（宿泊を伴わない旅行における日当に限り、帯広市及び十勝支庁管内を除く。）をいう。

## 別表第2

## 外国旅行の旅費

## (1) 日当、宿泊料及び食卓料

日 当 (1日につき)		宿泊料 (1夜につき)		食 卓 料 (1夜につき)
甲 地 方	乙 地 方	甲 地 方	乙 地 方	
6,200 円	5,000 円	18,800 円	15,100 円	6,700 円

備考 1 乙地方とは、アジア地域（本邦を除く。）及びアフリカ地域をいい、甲地方とは、乙地方以外の地域（本邦を除く。）をいう。

2 船舶又は航空機による旅行（外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。）の場合における日当の額は、乙地方に定める定額とする。

## (2) 支度料及び死亡手当

支 度 料			死 亡 手 当
旅 行 期 間 1 月 未 満	旅 行 期 間 1 月 以 上 3 月 未 満	旅 行 期 間 3 月 以 上	
86,240 円	104,720 円	123,200 円	640,000 円

別表第3

音更町内各区間料程表 (単位:キロメートル)

ホーム																							
6	木野																						
7	11	東士狩																					
8	4	5	然別																				
10	12	4	7	万年																			
16	18	7	13	6	高倉																		
17	25	8	12	6	7	上然別																	
6	15	6	10	10	13	11	駒場																
11	18	9	14	15	16	11	5	中駒場															
18	23	16	20	21	23	17	10	6	東中														
24	30	20	25	23	25	18	15	12	7	大牧													
29	36	22	29	20	18	15	24	21	15	10	西中												
23	29	17	24	13	12	8	16	16	22	14	7	南中音											
11	6	14	8	20	25	27	17	21	27	33	39	33	下士幌										
16	9	20	12	26	31	32	22	26	33	39	44	38	7	旭									
23	21	26	24	32	37	34	25	31	34	43	48	41	16	7	長流枝								
6	11	11	12	16	21	21	12	15	22	27	33	26	6	15	17	中昭和							
10	15	16	17	20	25	27	16	20	26	33	38	32	8	15	15	6	昭和						
11	15	16	17	20	25	15	6	9	14	20	27	19	15	19	21	7	10	南中士					
15	18	22	22	24	30	26	15	20	24	33	38	30	13	20	17	11	7	7	東士幌				
15	19	20	21	25	29	19	10	13	18	23	31	23	18	23	26	11	13	5	8	平和			
20	24	26	26	29	33	24	16	18	23	29	36	29	20	27	18	15	13	10	8	5	中士幌		
4	6	7	7	11	15	19	6	12	16	25	29	23	11	16	22	7	10	10	15	14	19	音更	



